（郵便報知電報）　（本紙入電）　明治二十四年二月廿七日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百四十三號　金曜日
明治廿四年二月廿七日
舊暦辛卯正月十九日（甲、申）

日出午前六時十六分　入午後五時三十二分
月出午後八時四十一分　入午前八時零三分
滿潮午前七時四十分　午後七時五十四分

（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セス其代價郵送料廣告料は左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

ニカラグヲ運河餘論　一

船舶載荷量制限の必要

前日來引續き紙上に掲載したるニカラグヲ運河の說は世人の注意を惹きたるあと少おからずと見え書を我社に寄せて其利害を論ずるもの多き中には或は運河の工事を以て全く架空の事とおし其成功を疑ふものなきに非ず其說に據れば運河の線路百六十哩の內百三十哩はニカラグヲおる淡水湖及び其湖水より流るゝ川流を利用する計畫おれども其他の開鑿を要する運河には水閘を設けて船舶を通ずるものおれば海面と湖面とは固より平準おらずして潮水は依然として淡水の性質を失はざるや明なり然るに海水と淡水とは其水壓（即ち船を浮ぶる力）に強弱の差あるが故に運河を通過する船舶が淡水に入るや忽ち沈沒せざるを得ず其邊の掛念は如何す可きやとのみとなれども是れは全く取るに足らざるの說おりと云はざるを得ず海水と淡水と壓力に差違あるは勿論おれども其差は極めて僅少のものにして通常積荷の船舶が海水より淡水に入りたりとて忽ち沈沒す可き程のものに非ず若しも淡水に遭ふて沈沒を免れざる如き船舶おらば大洋の風波危險に堪へざるみと勿論にして其構造既に宜しきを得ず尋常の航海にも適せざるものおるや學理上に明白おる道理なり左れば海水と淡水と壓力の差違を以て運河の無効を云々するは一場の杞憂論たるを免れざれども我輩は此說に就て船舶載荷量制限法の事を想起したれば玆に注意者の厚意を謝し聊か其事に論及せんに近來我國にては諸種の規程嚴重にして馬車人力車に至るまで夫々乘客の制限あれども危險の最も大なる船舶には未だ積荷量の制限おし

日本形の船は航海に危險おりとて五百石以上のものゝ製造を禁じたれども西洋形の汽船帆船にても積量の制限おきときは其危險云ふ可らざるものおり既に昨年九月郵船會社の頼信丸川崎正瀧氏所有の布引丸が紀州近海にて沈沒したる時に同じ航路中に在りて同じ危難に遭ひたる郵船會社の秀鄕丸が辯じて其難を免れたるは全く積量の度に由りたるものおりとの說もありと云ふ覓に角に今後航海の業を奬勵し其繁昌を見んとするには保護おり制限なり種々の手段も必要おれども載荷量制限法の如きは差當り急要のものおりと云はざるを得ず

今昨年十一月の工學會話に譯載したる英國の載荷量制限法を左に抄記せんに

船舶は過量の荷物を登載するると同時に亦不相當に其水上部の高さを低くするを以て難破は屢々船、其他甲板上の諸口より船內に侵入して終に之を沈沒難破せしむるの實例少しとせず英政府ボルド オヴ トレードに於て此災害を防止するの目的を以て今より十八年前既に一法律を制定發布し總て英國所管の船舶は皆其相當の載荷水線を確定し之を明示するに船體中央部兩舷腹の水際に施したる圓輪を以てし其載荷して該水線以上迄沒水するを禁制したり而して右相當載荷水線は素より諸種の條項に參照して始めて確定すべき者にして例へば船の大小長短廣狹深淺は無論其構造の堅否、年齡、修繕の周到なるや否や荷物の種類其荷積方法の巧拙并に航行方向の異同等は凡て此水線の位地を上下せしむべき者なれば之を確定するは容易の業に非ず徒に之を人民各個に放任する時は大に紛雜異同を生じ其障害少小に非る事を視しにより今より六年前英國議會に於て載荷水線委員おる者を撰定し之をして專ら前記の條項に參照調査して精細おる載荷水線規則を制定せしめたり又ロイド社に於ては今より十六年前より既に着々理論と實驗に徵して研究したる結果として同樣の規則を編成し（譯者曰く此規則は今より九年前より實行せり）從來同社の試驗を經たる諸船中其水上部の高さを制限し妄りに過量の荷物を登載せざる事を務め其船持主に於ても欣々然として之を許諾し例少しとせざりき

然るに右等の諸制限あるに關せず從來の情況に就て之を觀るに英政府は每に斯る規則を嚴行せずして寧ろ之を寬大に放置するの傾跡おるを免れず乃ち從來船舶持主は各自勝手の位地に於て其所有船舶の水際に圓輪を畫き其反則頗る著明おるに非ずんは皆之を默許に附するの姿おれば船舶已に過分の荷物を登載して最早危殆の地位に達せざるにより其船員は往々其欺術は圓輪の位地に達せざるに所となり安んじて航行を試みて忽ち沈沒するの實例轉た之れおり今度英政府の發布したる條例は上記の弊害を掃去せんと欲する者おり則ち來る十二月九日以降同國所管の諸船舶は總て皆ボルド オヴ トレードより交附したる船舶載荷水上部證書を有し且其中記入せる載荷水線と同高に於て船舶兩舷腹水際に圓輪を施設する事を命令せり而して此載荷水線は載荷水線委員の編成せる諸表に基きて確定せる者なりと雖も船舶持主にして若し不服の廉之れある時はボルド オヴ トレードに願濟みの上之を變更する事を得せしめ又斯る變更は其伺願の都度ボルド オヴ トレードの認可せる諸會社（例へはロイド社或はベリタス社等の如し）の試驗を待て實行すへき者とおせり

右の條例は素より單に自國所管の船舶に實行すへしと雖も諸外國所管の船舶は尙ほ依然として重荷を登載航行するは無論おりとす而して將來諸外國の立法官の敎育の程度亦た英國立法官の如く能く船員生命の貴重なる事を覺知するに至るまては重荷よりして惹起す災害は到底全世界を通じて一掃する能はざるは慨に慨嘆の至りなりとす（去る八月のエンヤニアより抜萃）

我輩は航海事業奬勵の事に關し大に意見を陳して我立法者の注意を促さんとするものおれども序おがら船舶載荷制限の事に就き聊か茲に一言するものおり

官

○陸軍省訓令甲第一號

北海道廳府縣沖繩縣ヲ除ク

每年現役兵トシテ徵集シ又ハ豫備徵員ヨリ現役兵ニ練上タル者アルトキハ鎭司又ハ郡市長ヨリ各自ノ戶籍寫ヲ大隊區司令官又ハ聯隊區司令官ニ送附セシム可シ

明治二十四年二月二十六日　陸軍大臣伯爵大山巖

○陸軍省訓令甲第二號

北海道廳府縣沖繩縣ヲ除ク

明治二十二年二月陸軍省令第一號徵兵事務條例施行細則附錄第一樣式壯丁名簿中ノ妻子ハ當分記入セシムルニ及ハス

明治二十四年二月二十六日　陸軍大臣伯爵大山巖

○大藏省告示第二號

名古屋本金庫熱田支金庫ヲ本月二十五日ヨリ受知郡熱田町大字市場ヘ移ス

明治二十四年二月二十五日　大藏大臣伯爵松方正義

○病院と高等中學醫學部の經費　明治二十年十月發布の勅令第四十八號によりて府縣立醫學校の費用は地方稅を以て負擔し得ざるみとしゝありしが右の如き學校は從來所々に存立し之に連れて實地研究の用に充つべき病院の設置ありしも斯く府縣立醫學校の經費に地方稅を用ふるみと能はざる仕義となりてより是等の學校も前後相繼いで消滅し僅か京都大坂名古屋の三醫學校のみ地方稅の負擔を煩はさゞるよりして其儘存在し得たり而して一方の府縣立病院なるものは公衆施療の爲めとは云へ名だゝる地方には皆〳〵相當の開業醫もあれば態々地方稅を支辨して之を置くみとなくとも病人の治療に差支おかるべく畢竟醫學校の研究場にして設立したるものおれば醫學校ありてみそ其必要もおれ既に之を廢する上は強ち存置するにも及ばずとて神戶新潟、廣嶋、秋田の諸縣を始め大抵學校と同時に病院を廢止するみとゝはおしたり然る處玆に長崎、石川、岡山千葉、仙臺の五縣下には高等中學の醫學部おりて之に伴ふ病院も亦存在せり去れど此醫學部は國庫より經費を支出するものなるに病院費は其縣々の地方稅に於て之を負擔し居り前後不揃の次第にて外觀恰も國庫の費用を地方稅より補助するものゝ如し何とおれば其縣々に於て醫學校を建るとおらば病院をも亦設置するは當然おれども醫學校を自ら建るにわらざる以上は此學校の爲めに設くるの病院を自ら建つる必要もおかるべく國庫の費用を以て醫學部を置かば之に附隨する病院も亦國庫支辨にて設くべき理合おればおり斯れば岡山縣の如きは既に地方稅支辨の病院を置く必要おしとて廢止の議決を爲せしも此事不認可となりて今尙ほ五中學の醫學部所在地だけに病院の存在を見るものなり然しながら今後若しと雖定して度々の認可に向つて度々の試驗なしに之を高等中學の費用として五萬三千千圓と十一萬三千千圓の費を得ずして其負擔おるを得ずして其負擔とおさるべきみとおらば政府の負擔とおさるべきには政府は帝國大學及其種の明治二十年勅令第樂醫院議員中に於て此ものおりと云へり

○軍艦は箱の如き船舶を稱して小冊子とおし應じてフリード氏は侯に向つて戰爭破裂して再はアルヲールの平和を維持するに至るべしと獨逸は其所有の軍艦は鐵若しアルヲールは風に變化せしはれざる談おんりに抗論を試みを滅さんとする獨逸は孫防の爲かるべしと雖も化學家のみを得るならば一たび歐洲しとの說の如しとしよし

○廣嶋縣會の議員の日當を減議決するや同縣紛擾を惹起せし嶋縣知事は去明治廿三年度の議會に於て施行の權限外に涉り可さ冒內務大臣

二月廿一日

明治廿四年二月廿七日

○新任英國公使ーリス ウイリアム ハーオヴ チェンの書記官に任ず十一月在華盛頓書記官に榮進し同使を勸め同月一日二等書記官に榮進し同月廿四日迄十二月三十日